

「座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例」改正案

パブリックコメント実施要領

1 実施目的

市では、企業立地の促進及び地域経済の活性化を図ることを目的に「座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例」について、改正（案）を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、市民の皆さんのお意見を募集します。

2 意見提出期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月7日（土）【必着】

3 意見募集の対象

「座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例」の改正について
(骨子案)

4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体
- (4) 本事案に利害関係を有する方

5 閲覧場所

市役所4階産業振興課、1階市民情報コーナー、サニープレイス座間、各出張所、市公民館、北地区文化センター、東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター（相武台コミュニティセンター及び立野台コミュニティセンターは除く）、市民交流プラザ

※ 閉庁日、閉館日は閲覧できません。

※ 市ホームページからも閲覧できます。

6 意見提出方法

- ・住所、氏名（または法人名、団体名）、電話番号をご記入の上、任意の様式で、直接持参、郵送、FAXまたはLINEで担当へ提出
- ・直接持参（市役所4階産業振興課窓口）
午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）
- ・郵送（〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市産業振興課まで）

- ・FAX（046-255-3550）送信先：座間市産業振興課宛て
 - ・LINE 市LINE ID：@zama_city
- リッヂメニュー>参画・問い合わせ>パブリックコメント>座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例に関する意見公募



(座間市公式LINEQRコード)

7 意見及び対応の公表

皆様からいただいた意見、意見に係る検討結果及びその理由は、市ホームページで公表します。

- (1) 意見を提出いただいた方の個人情報は、公表しません。また、適正に管理し、他の用途には使用しません。
- (2) 提出いただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

8 事務担当

座間市地域づくり部産業振興課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-7604 (直通)

FAX 046-255-3550